東郷村報

第142号

昭和38年7月10日
発行所
宮崎県東旧杵郡
東郷村役場

六月定例村議会報告書（一）

六月の定例村議会は、六月二十五日午前十時村議会議場に招集され、会期二日間に亘って開会されました先づ村長、議長、各部常任委員会委員長の報告があり引続いて村政の一般問題について今期議会初めての一般質問が行なわれましたので、その状況を報告いたします。

六月定例議会風景

○一般質問

海野繁男君　村道を接続する渡舟場の維持費補助については毎年増額され、本年度に於ても大幅に増額されており更に取り上げることはどうかと考えるが、先般執行された村長選挙に於て村営とすると公約されているがその時期は何時か、又村営とする場合その方法について具体的に伺いたい。なお村道以外の渡舟場についても更に増額の意志はないか伺いたい。

（**村長**）　現在村が補助金を交付している渡舟場は、村道の渡舟場三ケ所、農道通学用道の渡舟場三ケ所、計六ケ所であるが、これ等の渡舟場は次の三段階に分けて今後の運営を検討する必要があると考えている。

即ち、第一に村道と村道を繋ぐ渡舟場、第二に通学又は住民が用務のためどうしても利用しなければならない渡舟場、第三に農耕のみに利用している渡舟場の三段階で、第一の村道を繋ぐ渡舟場については、出来るだけ早い期間に村が主体性をもって維持管理したい。但し渡舟建造については村道に対し各部落が経費の一部を負担しているように、受益者の負担をさせるかどうか未だ結論に達していない。このことについては、一応原案を作り議会の意見もきいて決定したい。その他通学用農耕用の問題もあるが、先般、各渡舟場の調査を行なった結果一ケ月に十九人しか渡舟しない所もあったので充分検討したい次に今後の経営方法については、村の直営とするか、部落に委託するか、各関係の区長、組合長とも協議することに致しているので充分検討し九月の定例議会迄には結論を出したい。

（**日高郡司君**）　本年度は特に天候不順のため農作物は極めて不良である。又昨今では作物が換金作物に移行されようとしている段階でもあり水稲に対する生産意欲が減退し従って防除も低調ではないか。村当局は共同防除の方法について新しい対策を計画していないかどうか産業課長に伺いたい。

（**三原産業課長**）　農作物が換金作物に移行されつつあるが、日本の農業形体は自給自足の形体がまだ相当続くものと予想している。特定の成長作物を全農民に行わせるということは困難で、やはり本村としては、水稲に期待をかけた農業でなければならないと考えている。従って水稲の病虫害防除については、省力的、効果的、而も経済的に行なうことが必要であり共同防除の実施について強力なる指導を行なっている。一部に於ては考え方の相違もあり問題のある部落もあるが今後更に指導の萬全を期するよう努力したい。

（**松浦義十君**）　農業構造改善事業について本村は本年度指定申請を行なったと聞いているが、これは本村にとって最も大きな問題であるので、この計画について、又その啓蒙については、どの様になされているか伺いたい。なお関連事項として数年前に行なわれた防災営農指導部落の指定を受けた部落が百数十万円の融資を受け畜産主軸の営農対策を構じたが、巷間伝え聞くところによると家畜は既に転売され畜舎は藁入れと化しているとのことである。若しこれが事実であるならば農業構造改善事業もここで急いで実施することには問題があるのではないか。本事業が完全に達成できるかどうか伺いたい。なお防災営農部落に於て多額の融資の返還に困っている農民が居るのではないか伺いたい。

（**村長**）　農業構造改善事業の実施については御説の通り簡単に実現できるものでないということは深い認識と覚悟をもつものであるただし、本村が現在の様な農業の実態であってはならないと考えている。特に政府は農業構造の改善を国の力で実施しようという計画を打ち出し、而もこ十年位の間に解決する方針である。今日まで国或は県においてあらゆる施策が行なわれて来たが、その目的は何れも農民所得を増大させるための施策で、この様に農業構造改善事業にも必適する施策が構ぜられて来たにも係らず依然として農業所得が低いということは、如何に農業構造改善事業がむつかしいものであるかということが窺われる次第である。本村は昭和三十年度に新農山漁村振興特別助成法に基く事業を本県でも第一番目に指定を受け農協有線放送、共同作業所、椎茸共同乾燥施設等の事業を行なったが第一年度は事業実施上運用がむつかしく、第二年度以降に於ては国の施策も強化され補助率等も高められているのが実情であったため、構造改善事業については、いち早く国の資金を導入し実施することも大切だとは考えたが一応早急に受入れることをひかえた次第である。この事業も既に三年になるので、県内各市町村の四割程度はパイロット地区、事業実施地区、事業計画地区とかの指定を受けているが、本当に成功の域に達しているのは川南町の柑橘のパイロット地区でその他は殆んどが足踏み状態であるといわれている本村は昨年予備指定を受け農家個々の実態について調査を行なったが、その結果は極めてみじめな状態にあり構造改善事業が地域的に適切なる事業であり、農民の意志に合致し又農民の協力があるならば一日でも早くこの事業を取り入れることが必要であると痛感している。然し乍ら一億数千万円の資金を本村内に導入して行わなければならない事業であるため余程慎重なる計画を樹てない限り農民の所得を向上させる事業ではなく、むしろ農民を殺すことにもなりかねないということを憂慮している次第である。三十七年度に予備指定を受け準備段階を経たので、三十八年度は、指定を受けても本村の農業構造をどのように改善するか、これが計画の検討を行なう段階であると考えている。又役場職員の体制についても事務改善とにらみ合わせ体制を強化すると共に、更に議会代表、農業委員代表、農協等、各関係機関の代表者によって構成している農業構造改善委員会とも充分検討し計画を立案しその計画を農民に打ち出し、充分なる啓蒙を行なってその結果に基き、昭和四十年か四十一年迄には実施計画に入りたいと考えている。なおこの実施に当っては勿論充分なる指導啓蒙によって行なわなければならないが、或る程度は強力なる指導により引張っていくことも必要ではないかと考えている。

（**三原産業課長**）　昭和三十三年に防災営農指定部落として福瀬の出口組合が指定されたが、この目的は畜産を主軸として防災営農を確立することであった。このため百数十万円の資金が融資され主として畜舎の改造が行われた。

当時私共の心配したことは、村内一般に通することであるが僅か三万か四万円の畜牛導入に対して畜舎に十万も二十万円も投資することには疑問があったのでその点については、特に指導を加えたが、而しそれに見合うだけの体制が整えられるならば経構なことであり、本人の意志を尊重すると共に指導の萬全を構じた目算である。出口の場合、和牛を手放した者はいないが豚に於て当初から計画が無理であると予想されていた事業があったが、この点については、家族全体の協力体制が必要であったのでないかと考えている。農業構造改善事業も制度資金の導入によって行なわれる事業であり、益々指導の萬全を期する考えである。

（**畝原昭則君**）　又江野地区の県道拡張並びに舗装の問題について伺いたい。申し上げる迄でもなく、日向市から東郷橋間の県道は、人吉日向線と通称神門線に跨っている県下でも屈指の交通量を有する重要路線で一日の交通量は車輛五百台に及んでいる状況である。然るに幅員狭隘で交通上極めて危険であり、非衛生的而も家屋に及ぼす被害は年間相当額に上っている。従って今回県の計画されている幅員拡張工事については地域住民は大きな期待と、反面不安をもっているのが実情である。

仄聞するところによれば僅か五百米余の県道拡張工事が三年間の計画で施工されるとのことであるが、この重要路線の改良工事に三年もかかるということは余りにも手ぬるいのではないか。特にこの工事は耳川分水工事の公共補償の条件として行われるものであり、村長は、今少し早急に完成する様、県当局に折衝する意志はないか。関係住民はなお家屋移転、補償の問題等、相当不安をもっているので、着工の時期、本年度の事業量を早急に発表し地元民と懇談会を行なう考えはないか伺いたい。

（**村長**）　耳川分水工事の公共補償は、交渉に要した経費二百万円と多年本村が県に要望して参った県の事業で未解決事件の早急処理方を要求し、その結果、県道仲ノ原幸脇線の改修工事実施、県道人吉日向線仲ノ原附近の嵩上げ工事、山陰地区の県道幅員拡張工事、鎌柄峠の切り下げについて（昭和三十七年度に調査する）県の確約を得た。この件の一つである又江野地区道路の拡幅工事は御説の通り交通量は八百台余（軽自動車以上）が通行し極めて重要なる路線であるが、県が単独工事として実施することは容易でなく国庫補助事業として一千万円を本省に要求したが、本省においても各県配分の関係もあり三十八年度は六百万円に決定した旨の通知に接している。

又計画も三ケ年計画だと聞いている。工事量は共同墓地附近までで、幅員は八米五十の計画であろうが未だ具体的な設計内容は聞いていない。愈々実施となると家屋その他の移転や補償問題も起きるのでこれについては地元で委員会をつくり一括交渉することが適当ではないかと考えている。県は七月から九月にかけてその様な話し合いを進める予定である。なお御指摘のあった僅か五米余の工事を三年もかかるということについては御説の通りであるがこの様な事業は一応足掛りを作っておくことが大切であり、本年度は六百万円の事業で我慢し然る後に短期間に工事が完了する様、最大の努力を払う覚悟でいる。

（**黒木利男君**）　第一産業課の農業指導は先般[illegible]された事務改善によって相当未端指導ができるものと期待していたが事務改善以前と殆んど変っていない。営農の方向が日一日と変りつゝある今日、技術指導が今日程要求されるときはないのではないか。特に乳牛の導入、果樹の栽培によってその技術指導の徹底を期する必要がある。今後更に積極的な指導を行なう考えはないか。次に県は農村繁栄の手段としてサップ運動を提唱し知事はこの活動に大きな期待を掛けているが村当局はどのように考えているか、本村にはまだサップ協議会も設置されず二～三の機能集団は種々迷惑を受けていると聞いている。この点について如何に考えているか。次に県は農村青年の技術研修のため青年技術研修館を入郷地区に設置する計画があると聞き及んでいるが、事実とすれば本村に誘致する考えはないか次に村長は今期村政の努力事項として村道の整備充実を掲げているが、本村の村道中には五十余の木橋があり、一年に一橋を永久橋に架替えても五十年を要する本年度は永久橋建設の計画はないか。次は要望であるが法務局東郷出張所有の字図が一部紛失されており住民は大きな不安をもっている。本件は以前要望しておいたがその後どうなっているか未だ整備されていなければ早急に整備できるよう努力いただきたい。以上村長の考えを伺いたい。

（**村長**）　質問の第一点である農業係の技術指導については事務改善と関連があり御説の通り直接指導に出向くことが最も大切であるただここでお断りしたいのは、係職員一名が病気のため約三ケ月休んでおりその辺にも或る程度影響している と考える。その外職員自体も考えなければならないが、部落の人々の協力を特にお願いしたいことは、例えば当然組合長の行なわなければならないことを職員が役場に持ち込んで代行している例もあり、部落でやるべきことは部落でやって貰う、協力を願いたいと考えている。農業指導については御説の通り出来る限り部落に出て指導する様努力する。次にサップ機能集団の育成については、本村では県において提唱前に機能集団を作り指導して来たが、その後知事の提唱するサップ運動をその姿のままもち込んで指導しているのが本村の実情であり、二十八才以下の青年で結成している。この育成には社会教育係と村の産業課で指導し県の行なう視察や学級にはそれぞれ参加させている。御質問の協議会は設置しているが、対策委員会を未だ設置していないので機能集団の責任者とも協議の上、近日中に決定したい。次に青年技術研修館設置については現在県下では高千穂町と都城市に設置され本年度も二ケ所程度の設置方について只今開会中の県会に提案中であるが、入郷地区に設置する計画かどうかは承知していない。

本件は設置町村に於て五百坪程度の敷地を提供することになっていると聞いているので、この負担をしてでも誘致するかどうか後で協議会を開催して頂きたく考えていた次第である。従ってその結果によって決定したい。次に村道の整備については年に一橋当永久橋として架橋し早急に永久橋とすることが理的であるが財源の関係もあり他の事業を犠牲にしてまで施工することには問題がある。従って毎年一橋当を永久橋に架替えるということは確約できない。然し漸次その様な方向に努力する。次に法務局東郷出張所の字図については紛失されているものがあるので所長とも交渉したが相当の経費を要し、その経費を本村が負担することには問題があり、検討中の所村が固定資産の再評価を行なうことになり、村の字図をマイクロ写真によって整備しなければならない時期でもあったので、村にある副図の写真を出張所にも整備させた次第である。ただ庭田外三字分は未完成であるため法務局の予算で近く整備することになっている。以上お答えする。

以上五名の議員の一般質問に対する当局の答弁があり、午後四時十五分散会した。（以下八月号）

一重咲ダリヤの
くれないの花の
澄みぬるかなや
梅雨ばれの風に

牧水

前向きの夏休みに

★東小　工藤岩男

四十日にわたる夏季休暇がもうすぐです。それを無条件によろこんで待っているのは子供たちです。しかし、その子供たちも、一週間、十日と日がたつにつれて、口にこそ出さないが何かしら満たされないおもいで、あり余る時間をもてあましているのが大かたの本当の気持ちではないだろうか。

親も亦、一日中一家揃っての生活のいろいろの期待が薄れるにつれて「早く学校が始まってくれるとよい」と、叱言に合わせて言いはじめるのが例のようです。

教師は新学期の教育計画や施設作業や共同或は個人研修のかたわら、受持児童の休み中の学力低下や、集団生活の規律のみだれや校外生活のあり方など始終不安な気持ちで過すのが現状ではないだろうか。

三者三様、これではせっかくの夏休みのねうちがなくなってしまいそうです。

四十日を教育的に、あってよい夏休み、なくてはならない夏休みにするために教師も親も子供も前向きの姿勢で受けとめて考えてみたいものです。

一、まとまつた学習を

夏季練習帳というのがわたります。子供たちはこれさえもおしつけられた宿題という気持で受取っていますが、これは子供によっては十分か二十分でできるもので、最低の目安というか気休め程度のものです。これだけを、マンガを読んだあい間に、一ヶ月にわたってやって安心するようでは反って勉強というものについてわるいくせをつける心配はないだろうか。（全教科にわたって一通りの復習をするようになっているので、それなりに或程度の価値はみとめますが）

こんないき方はどうでしょう。始めの十日間に五冊の本をぜひ読みとる。次の十日間にこの工作を作り上げる。次の十日間にこの理科の研究をまとめる。最後の十日間に社会科のこの調査をする。四十日に区切りをつけて、夏休みでなければ出来ないようなまとまった大きな仕事を計画し、それに熱中してやるのです。

二、不足学力の補充を

子供にはそれぞれ特別に得手不得手の教科があるものです。教師と子供と親が一しょになって計画を立て四十日にわたって力を集中して過去の障害の壁を破ってやるのです。子供はきっとその喜びを味わうことにより、その教科が好きになりはげみも出てきます。結果的には大きな仕事であります。

三、団体生活の訓練を

家族単位、親子会（子供会）単位、学校単位に、遠足、旅行、体育、水泳、登山、宿泊その他のことを夏季施設などを通して、共同生活の経験をさせたいのです。

それらの集団は平生の学級集団とちがったいろいろの年令層をふくむ構造をもつもので、出来るなら異った環境が望ましく、それらの行事を通して相互扶助、公共心の養成などの新しい体験をつませるのです。特に親子会などで計画をたててもらいたいものです。

四、健康の増進を

生命保全の為に暑気、夜ふかし、伝染病、水難、交通禍などに子供自身気をつけることはもちろん、親も部落民も教師も一しょになって見守ってやることも大切ですが、進んで

1　体力をつけるために目標を立てて体のたんれんをするのです。たとえば、泳げないものは泳げるようになるのです。十mしか泳げないものは二十mのめあてをたててけいこすることです。

2　体の調子のわるかった者は医師の診察をうけ適度の運動、栄養やひるねを入れて規則正しい生活を通して、みんなと一しょに生活ができるように健康をとりもどすことにつとめるのです。

3　目や歯がわるくて長期の治療を必要とする者はこの機会に完全に治しておくのです。

その他まだあると思いますが、教師と親の助言のもとに、それぞれの子供がその能力と環境に応じて、それらをおり込んだ夏休みにふさわしい生活計画が立ち更に周囲の忍耐と激励によって自発的にその目標に向って実践えの努力を注ぐようになれば、本当に教育的に「あってよい夏休み」「なくてはならない夏休み」になることと信じます。

農業構造改善に思う（二）

かならず儲かるという自信を

第一には、口では「貧乏だ、農業はつまらん」などといいながらも、腹の中ではそれほどには考えずに、「貧乏かも知れないが、とにかく今のやり方をつづけていれば、なんとか食べてはいけるのだから……」と結構満足して、あえて新しいことと取組みたくない、という気持を秘めているから。

第二には、これまでにだって、借金をして、新しい仕事をはじめた人がなかったわけではありません。ところが、そういう人たちの中で、本当に成功した人はまれで、大部分の人が失敗に終わっていました。そういう実例が多かったことが農民のみなさんに、つい二の足をふませがちでいるのでしょう。

そのように、いろいろのことがあるようです。けれども、そういう原因以外に「借金して新しい仕事をはじめて、必ず成功して見せるぞというだけの自信がないこと」という原因のあることを、見逃してはならないと思います。いやいろいろとある、数多くの原因の中でも、この「自信のなさ」という原因こそ、最大の原因だといっていいのではなかろうかと、私は考えます。

では、農民は、新しい仕事に対して、「必ず成功して見せるぞ」という自信がなぜ持てないのでしょうか

一つには、新しい、未知の仕事だけに、不慣れで、げんとうがつかない、という理由もあるでしょう。けれども、何よりかにより、そういうばあいに、農民というものが、とかく不勉強で、いっこうに勉強したがらない性質の強いものだからだ、ということが、いちばんの原因だと思います。そして特に、技術の勉強をおろそかにしがちな傾向が強いものです。

「農民の中にも、借金をして、新しい仕事に手をつけた人が、まったくなかったわけではない。ところがそういう人たちの中で、成功した人はまれで、大部分の人が失敗に終っている」と事実、たしかにそういう傾向が、いたって強いのです。

人まねばかりで勉強をしないから失敗が多い

たとえば、たれいが養豚で儲けたというううわさが伝わります。するとだれもがわれもわれもと養豚をはじめる。つまりそういう仕事のしっぷりをするのが、農民の常です。また酪農なんかの場合でも、だれかの口から「酪農はいいぞ、儲かるぞ」と聞かされると、酪農のラの字も知らない人が酪農についてなんの勉強もしないで、またしたとしても人の話を聞き、先輩のやり方を見てまわるぐらいの勉強の仕方で、いきなり十何万円もする乳牛を買入れて来る、といったようなことをしがちであります。

そういうありさまを見るにつけ、私は、「農民というものは、なんとまあ勇敢な人たちだろう」と、いつも思わされています。だがそんなありさまだからこそ失敗してしまうのですね。

「以下次号」

完納

税徴収の強化策について

一、強制執行について

財産差押そして競売は税務行政の終着駅である。

五月三十一日現在、五百二十万円の滞納をもつ本村が単に滞納者の都合に応じた集金人的漸減方法で、のぞんでいてはいつ滞納がなくなるやら予想がつかないばかりでなく、年々累積する滞納のため益々徴収の困難性を増加せしめることになるのではないだろうか。

滞納者の中には年々才々滞納をつくりその滞納が雪だるま式に累増していく人もあるが、こうした人達に何回となく督励し又約束し、当人の希望を入れて強制執行を延期しても結局は納税しない為、差押処分にふみきらざるを得なくなって調書を作成してみると、相当額の延滞金及び加算金がつき更に滞納処分費まで負担させることになり本人にとって誠に不利益な目にあっている。

いままで、どんなに督励しても何回臨戸しても言を左右して納めなかった人達が、いざ差押して競売告示すると、競売当日までにはどうにか都合をつけて納入している。

滞納と言う事実は住民として社会生活を営む以上当然果さなければならない法令に定められた義務を怠ったことになるのだから一つの社会悪であり、そのためにおこる犠牲も又当然と考え厳正な態度をもって執行すべきでないだろうか。

勿論滞納したからと言ってその人の事業を全く無視して強制執行をやろうと言う訳ではなく、納付能力によっては延納制度もあり徴収猶予等法の救済規定も適用できるのだから誠意のある人については法の許される限界ぎりぎりまで考慮しなければならない。

昭和三十八年度の滞納整理はそういう意味に於いて最初から出発するような考え方をもち滞納整理方針を一段と強化し正当な理由なき放任は絶対に避けて税金は納期までに納めると言う理想的なあり方に向って前進すべきである。

二、滞納防止について

然し乍ら滞納が多いからと言って本村の納税観念が低いと言う訳ではない。納税組合活動は年々活発になり昭和三十七年度においては百十一の組合が結成され直接村民の負担となる総税収の七一、四%に当る一千二百八十三万七千円が組合を通して納められている。

こうしたことが村全体の納税成績を高めることになり三十七年度の納付成績は九〇、六%と言う上昇を示していることは本村の税行政が最も正常な方向に近づきつつあることを示さしている。

従って新規滞納の防止策は納税組合の全村化と不振組合の育成以外にないことは極めて明瞭なことであるがこれは村民各位の絶大なる協力なくしては実現困難なことであり今後に残された最大の努力事項である。

現在納税組合に加入している戸数は全体の八四%に当る一、六一九戸で未加入者は約二八〇戸となっている

滞納の原因は一応この未加入者が大部分であると考えられる外組合加入者の中でも年間一〇〇%完納できる組合は五十組合なので残り六一組合の組合員の中からも若干の滞納者を出し両方で毎年約一百七十万円程度の滞納を累積せしめているのが実情であるから本年は新規滞納を防止しつつ過去の滞納を整理すると言う方針を基本に今まで実施して来た臨戸徴収を原則的に止め、集合徴収に重点をおき村内の公民館又は区長さん宅を借りて毎月二回日をきめて出張し、自主納税を奨めると共に一時に完納できない人でも組合に加入することと新規滞納をつくらないことの条件さえ約束できれば、或程度長期間に亘っての分納を認め滞納をなくするようにしなければならないが、自主納税に協力しない場合の措置は申し上げるまでもなく、少額の滞納と言え財産差押え以外にないので、本年から着手される滞納整理に対しては、皆さんにおかれてもこれに合せて納税計画をたてられ完納村の理想実現に協力下さるようお願いします。

季節保育所風景

① 訪問の村長と語らう子等
② 遊戯を楽しむ子等
③ お昼ごはんもおいしそうな子等

防犯　派出所だより

一、水難事故の防止について

あざやかな新緑とともに水ぬるみ、子供が綱を握って川辺にたわむれ、そしてやがて炎天下に真黒に日やけした顔をほころばせながら嬉々として水遊びに余念のない姿を見ると先ず私達の脳裡に浮かぶのは、あのいたましい水難事故ではないでしょうか。

昨年、ひと夏に県下で七十一名もの犠牲者を出しておりますが、このことは交通事故の被害者と同じように、お互の注意の仕方如何によっては避けられる筈のものだけにあまりにも痛ましく私達は最善の方策をもって水の犠牲者を出さないようにお父兄のお協力を願いたい。

本年は既に椎葉村で五才の幼児、諸塚村で小学二年の児童、日向市で六才の幼児が川や用水池に転落死亡しております。

二、農薬の事故防止

昨年の県下における農薬の事故者は六十六名の多くを数え、その事故の状況を見ると作業中の中毒事故が一番多く、次で自殺となっておりますが、このことは農薬の取扱を軽視して違法な保管や使用に問題があるようです。

夫婦げんかのすえ農薬自殺とか病苦で自殺した例等たくさんありますが、都城では軒下にあった農薬を幼児がなめて死亡しましたがちょっとした不注意が痛ましい犠牲者を出す結果となります。またこのことに事故が発生した場合はその取扱った責任者がその責任を問われることとなりますので空びん等の処置についても、役場、農協の係とよく相談してその取扱には充分注意してもらいたい

三、これからふえる性犯罪に注意

夏になると女性の美しさが人目をひく反面、薄着と肉体美の露出が多くなるにつれて性犯罪もまたふえはじめますので、このような性犯罪はとかく他の凶悪犯罪に発展しやすいので充分注意して被害にかからないように特に夜間のひとり歩きはつとめてさけていただきたい。

検察審査会制度を御存じですか

国家の主権は私たち国民にあり、その国民が検察官の仕事を監視する制度が検察審査会です。

犯人を裁判にかけるのは検察官しかできませんが、かりに窃盗とか詐欺とか、その他の犯罪で被害を受けた人が、警察や検察庁に訴え出たが検察官がその事件を裁判にかけてくれない。どうも納得がゆかない。というような場合、または、警察や検察庁の仕事のやり方に不満のある方がありましたら、遠慮なく延岡裁判所のなかにある検察審査会へ御相談にお出で下さい。

一切無料で事件の真相を調査し、検察官の処分や仕事のやり方が正しいかどうかを判断します。

点滴

◇長く降りつづいた雨も上って、真夏の太陽がカンカン照りつけ、この強い光線に応えるように、ひまわりが咲きカンナが咲き、百日紅が咲いて、ゆたかになびいて詩情をかきたてている。

◇愈々七月二十一日から、小、中学校とも夏休みになる。子供たちは規律正しい学校生活から解放されて、ほとんどの生活を、家庭と部落ですごすことになる。

◇夏休みは学校教育とは別な面で子供は大きく成長するよい教育の場であるから父兄は勿論、部落の人達も温い心で指導の手をさしのべていただきたい。

◇近頃「バカンス」の語が流行している。語源はフランス語だそうだが、レジャーもそうであったように、このような言葉がわが国にはいって来ると、おおよそその真の意味とは異った型で、われわれの生活にくい入って来る。そしてそのプームを盛立てる。

◇『消費生活至上』の錯覚まで起きそうな昨日今日である。

走り行くバスにほこりのかな